

最新情報を解説

外国人雇用の最新トレンド

2024年6月

 CAMTECH GMS



外国人雇用の最新トレンド 2024年6月

このレポートでは外国人雇用の最新トレンドを、最新の統計情報や資料、最新ニュースのまとめから解説しています。

解説している資料

- ・ 令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況 厚生労働省 2024年5月27日
- ・ 2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果
独立行政法人日本学生支援機構 2024年5月
- ・ 技能実習制度運用要領の改正ポイント 外国人技能実習機構 2024年5月31日
- ・ 日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果
株式会社マイナビグローバル 2024年4月15日
- ・ 外国人雇用啓発月間 厚生労働省 2024年5月30日

最新ニュースまとめ 2024年6月

政策や行政の動き、外国人採用の市況感、外国人雇用のノウハウなど

令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況

厚生労働省 2024年5月27日

厚生労働省から「令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況」が発表されました。

この資料は厚生労働省に報告される労働災害のうち、外国人労働者に関するものを集計した資料です。

令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況

厚生労働省、2024年5月27日

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001099506.pdf>

参考資料3

令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況

令和6年5月27日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課

令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況

厚生労働省 2024年5月27日

外国人労働者の労働災害発生状況

- 外国人労働者の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））は、日本人を含む全ての労働者の千人率より高く、第14次労働災害防止計画において、「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。」とのアウトカム指標が定められている。

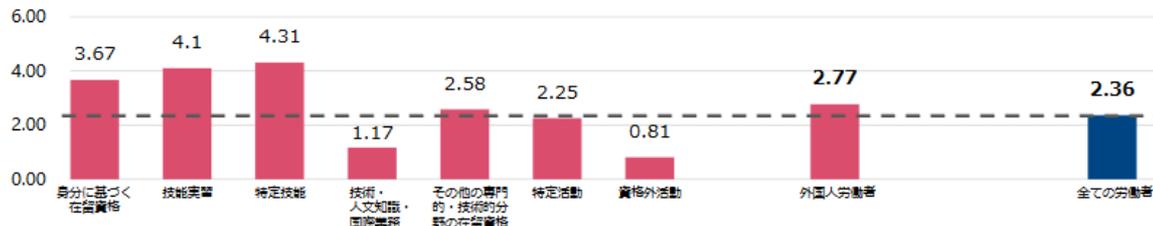
在留資格別の千人率(令和5年)

在留資格	外国人労働者								
	在留資格に基づく	技能実習	専門的・技術的分野の在留資格			特定活動	資格外活動	その他・不明	合計
特定技能			国際業務	その他の専門的・技術的分野の在留資格					
令和5年									
死傷者数(人)	2,258	1,692	597	427	235	161	284	18	5,672
労働者数(人)	615,934	412,501	138,518	366,168	91,218	71,676	352,581		2,048,675
千人率	3.67	4.10	4.31	1.17	2.58	2.25	0.81		2.77

(参考)	
令和5年	全ての労働者
死傷者数(人)	135,371
労働者数(人)	57,390,000
千人率	2.36

データ出所：外国人の死傷者数・全労働者の死傷者数・労働者死傷病報告(令和5年) ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
外国人の労働者数・外国人雇用状況の届出状況(令和5年10月末現在)から算出
全ての労働者の労働者数・労働力調査(年次・2023年・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者)
千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

在留資格別の千人率と全ての労働者の千人率の比較(令和5年)



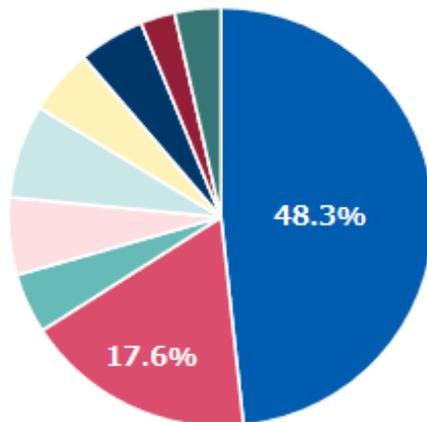
外国人の労働災害の発生率は日本人の労働災害発生率と比較して高く、特に特定技能・技能実習での発生率が高いことがわかります。

令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況

厚生労働省 2024年5月27日

業種別の死傷者数割合（令和5年）

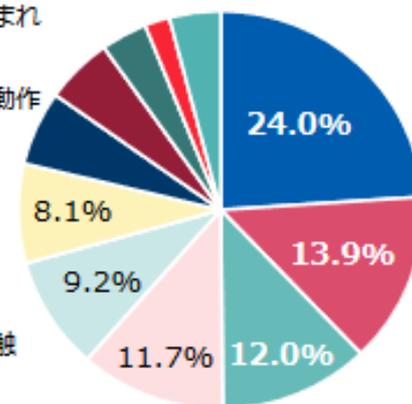
- 製造業
- 建設業
- 陸上貨物運送事業
- 農業・畜産・水産業
- 商業
- 保険衛生業
- 接客・娯楽
- 清掃・と畜
- その他



データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

事故の型別の死傷者数割合（令和5年）

- はさまれ、巻き込まれ
- 転倒
- 動作の反動、無理な動作
- 切れ、こすれ
- 墜落・転落
- 飛来、落下
- 激突され
- 激突
- 高温・低温物との接触
- 崩壊、倒壊
- その他



業種別で死傷者数の割合を見ると製造業が約半数を占めており、次いで建設業が多数となっています。また、事故の型別では「はさまれ、巻き込まれ」が最も多く、「転倒」「動作の反動、無理な動作」などが上位となっています。

2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果

独立行政法人日本学生支援機構 2024年5月

日本学生支援機構から「2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果」が発表されました。

この資料は日本に在留している外国人留学生の統計をまとめたものです。

2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果

令和6年5月

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)

▶ 2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果 

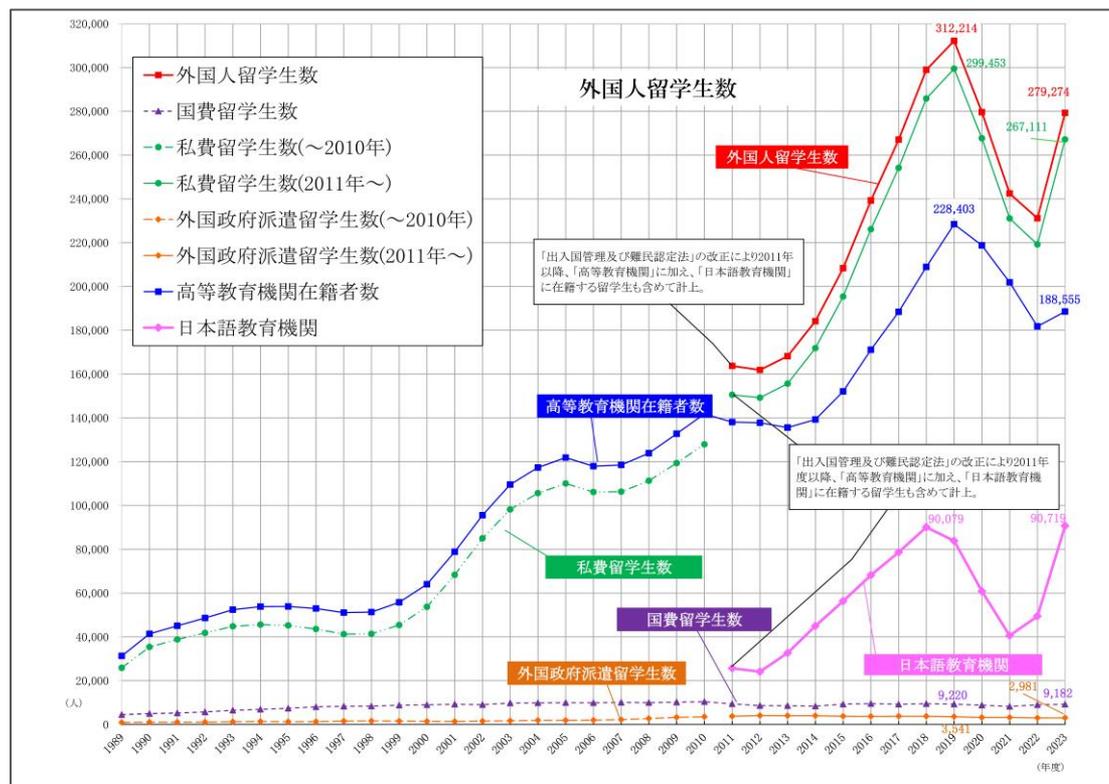
2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果

独立行政法人日本学生支援機構、2024年5月

<https://studyinjapan.go.jp/ja/statistics/enrollment/data/2405241100.html>

2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果

独立行政法人日本学生支援機構 2024年5月



2023年の外国人留学生の総数は279,274人となっており、前年比48,128人(20.8%)増と大きく増加しています。コロナ禍で減少した人数が大幅に回復していますが、コロナ以前の数値にはまだ回復していない状況です。

技能実習制度運用要領の改正ポイント

外国人技能実習機構 2024年5月31日

外国人技能実習機構から「技能実習制度運用要領の改正ポイント」が発表されました。

令和6年4月に改正された技能実習制度運用要領の変更点についてまとめた資料です。

技能実習制度運用要領の改正ポイント

外国人技能実習機構、2024年5月31日

https://www.otit.go.jp/files/user/240531_002.pdf



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和6年5月31日

技能実習制度運用要領の改正ポイント

外国人技能実習機構 2024年5月31日

1. 技能実習計画関係（第4章関係）

- 人手不足等を理由に時間外労働を行わせることは認められないことを明記しました。
【通し番号06】
- 入国前講習についても、入国後講習と同様にオンラインでの実施が可能であることを明記しました。
【通し番号07】
- 技能実習生に待遇又は待遇の変更内容を説明する際は、母国語が併記された重要事項説明書(様式第1-19号)を作成し、できるだけ通訳を付けるなどして技能実習生の言語で内容を詳細に説明し理解を確実に得た上で、実習実施者において保管する必要があることを追記しました。
【通し番号10、18】
- 適切な宿泊施設と認められるためには、建築基準法上の基準を満たす「建築物」であることが必要なことを追記しました。
【通し番号12】
- 参考様式第1-16号に宿泊施設の見取り図を添付する必要があることを追記しました。
当該見取り図において、寝室については、床の間、押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き1人当たり4.5㎡以上を確保していることを明示し、空白部分に計算式を記載する等、面積の算出根拠を示すこと、居住する技能実習生の人数の明記が必要であることを追記しました。
【通し番号12、41、42、46】

技能実習生の受け入れに当たって、「人手不足を理由とした時間外労働を認めない」「入国前講習もオンライン実施が可能」といった内容がまとめられています。

また、監理団体の許可についても変更点が列記されています。

日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果

株式会社マイナビグローバル 2024年4月15日

株式会社マイナビグローバルから「日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果」が発表されました。

日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能への意識に関する調査の結果資料です。

マイナビグローバル、「日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果」を発表

株式会社マイナビグローバル、2024年4月15日

<https://mgl.mynavi.jp/news/view/id=352>

グローバル人材

お知らせ

2024.04.15

マイナビグローバル、「日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果」を発表

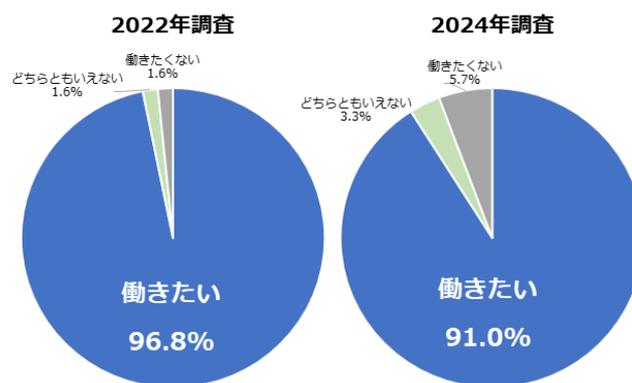
日本での就労意欲の高い外国人材は91.0%と2022年より5.8pt減少。
国籍によって差が出る結果に。日本で働きたくない理由トップは「円安」
特定技能2号での就労希望者は63.6%。永住や家族帯同が魅力。

日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果

株式会社マイナビグローバル 2024年4月15日

日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能への意識に関する調査

マイナビ
株式会社 マイナビグローバル



今後も日本で働きたい外国人材

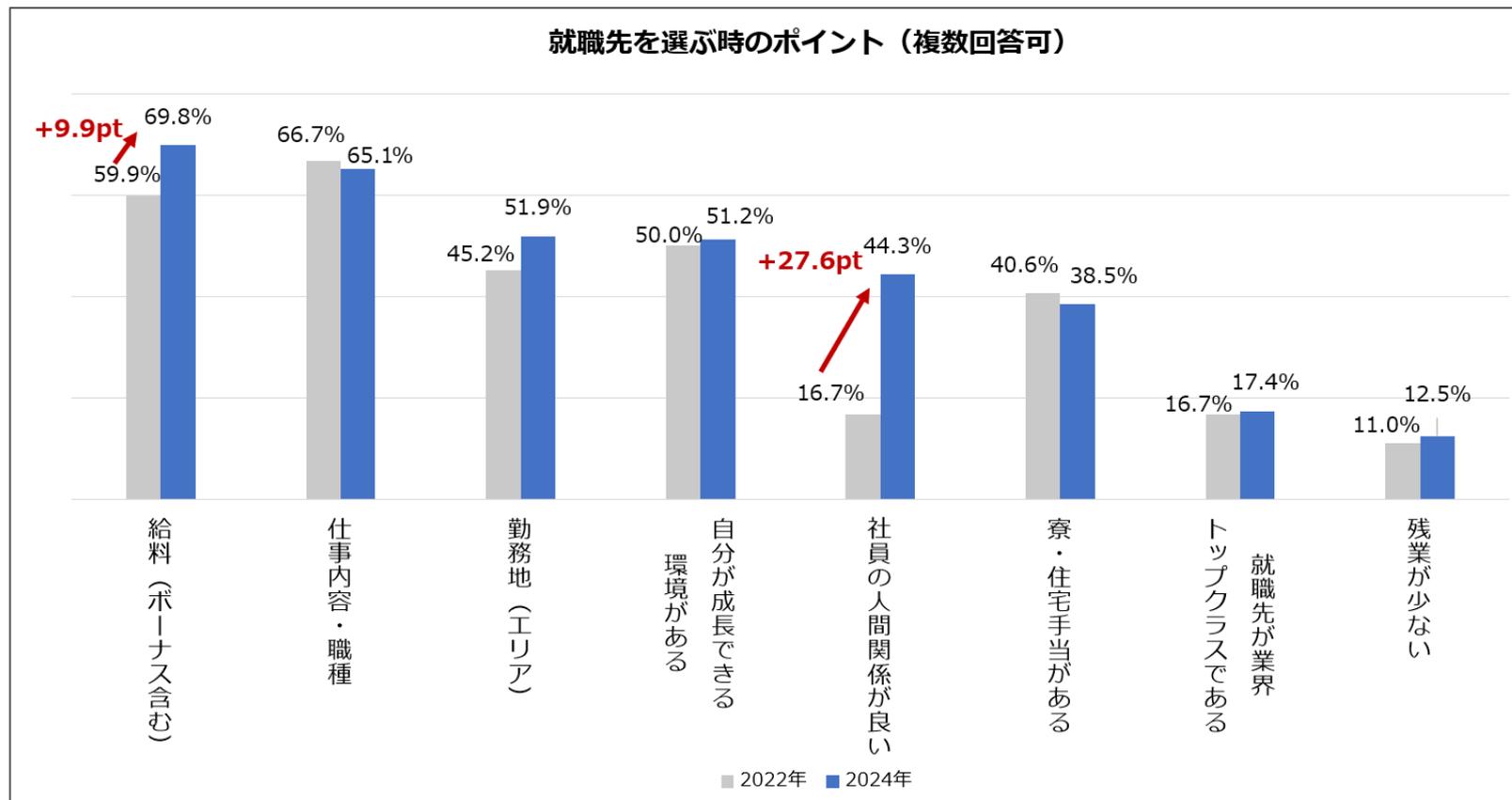
91.0%

- ▶ 2022年から5.8pt減少
- ▶ 日本で働きたくない理由1位は「円安」

今後も日本で働きたいか聞いた設問では、91.0%が「働きたい」と答えましたが、前回2022年調査よりも-5.8%となりました。日本で働きたくない理由として最も多かった回答は「円安」でした。

日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能に関する調査結果

株式会社マイナビグローバル 2024年4月15日



また、就職先を選ぶときのポイントとしては「給料」が最多で69.8%となりました。前回調査から最も変化した回答は「社員の人間関係」で+27.6%となっています。

外国人雇用啓発月間

厚生労働省 2024年5月30日

厚生労働省から「外国人雇用啓発月間」について発表されました。

2024年6月は外国人雇用の雇用について様々な啓発を行う期間と定めています。こちらのページでは外国人雇用に関する様々な資料がまとめられています。

6月は「外国人雇用啓発月間」です

厚生労働省、2024年5月30日

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39631.html

報道関係者 各位

6月は「外国人雇用啓発月間」です

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」が今年の標語です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが見られます。

この状況を受け、現在、政府は一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組みを推進しており、外国人の雇用について、さまざまな対策を実施しています。

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っています。

外国人雇用啓発月間

厚生労働省 2024年5月30日

令和6年6月版

外国人を雇用する事業主の皆さまへ

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

以下の2点は、事業主の責務です！

1 雇入れ・離職時の届出 P.2~

外国人の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。届出に当たり、雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止にもつながります。

また、ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

2 適切な雇用管理 P.10~

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

- 外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表 P.15
- 在留資格一覧表 P.16
- 外国人の雇用に関する参考情報 P.17
- 外国人の雇用に関するQ & A P.18
- 外国人雇用管理アドバイザーのご案内 P.18
- 関係機関のお問い合わせ先 P.19
- 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧 P.20

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク PL060601外01

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象です！

支給額

賃金要件（※）を満たした場合	要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の2/3 (上限額72万円)	支給対象経費の1/2 (上限額57万円)

※ 賃金要件については、厚生労働省HPをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

対象となる経費 以下の経費を「支給対象経費」とします。

- ① 通訳費 ② 翻訳機器導入費（上限10万円） ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
- ⑤ 外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
- ⑥ 社内標準語の設置・改修費（多言語の標準語に限る）

具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューAとBに加え、選択メニューの①～③いずれかを実施する必要があります。

必須メニュー	選択メニュー
A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
B 就業規則等の社内規程の多言語化 ※	就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用する全ての外国人労働者に周知する。
① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
② 一時帰国のための休暇制度の整備	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
③ 社内マニュアル・標準語等の多言語化 ※	社内マニュアルや標準語等を多言語化し、計画期間中に、それを使用する全ての外国人労働者に周知する。

※ 同一事業主の下で5年以上継続雇用されている外国人労働者については、当該外国人労働者が日本語の表記でも十分に理解でき、本人が多言語化を希望しない場合には、多言語化を不要とすることもできる。ただし、日本語での周知は必要。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(裏面に続く)
LL050401外01

同サイトではこれまで発信されたパンフレットやハンドブックなどの情報がまとめられており、情報把握に非常に便利です。

外国人雇用関連最新ニュース 2024年6月

■政策や行政の動き

改正入管法 6月施行へ 難民申請3回目以降は強制送還の対象に

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240405/k10014413211000.html>

「育成就労」法案が衆院通過 外国人材確保、「転籍」可能に

<https://www.nippon.com/ja/news/kd1165516143427944956/>

出入国管理法などの改正案 衆議院本会議で可決 参議院へ

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240521/k10014456301000.html>

岸田首相 外国人材の確保と育成「育成就労制度」の重要性を強調 日本が「選ばれ
る国」になるための努力を進める

<https://www.fnn.jp/articles/-/699472>

2種免許の学科試験を英語で受験できる運用を開始 長崎県警

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/nagasaki/20240508/5030020708.html>

インドの若者に日本での3~5年就労後押し 印経済界首脳

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD04ESW0U4A400C2000000/>



外国人雇用関連最新ニュース 2024年6月

■外国人採用の市況感

特定技能拡大で運転手100人確保 物流のセンコーが活用

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC037U60T00C24A400000/>

「日本人は不公平」と思われなかったために 新制度でどう変わる？

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240529/k10014461771000.html>

日本企業に入社の外国人増 企業が日本の商慣習や文化の研修

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240410/k10014417111000.html>

日本で働きたい外国人が減少か、理由は「円安」、重視するトップは「給料」、特定技能2号の希望者は「家族帯同」など魅力

<https://www.travelvoice.jp/20240416-155482>

日本に移民が増えたら「治安が悪くなる」「仕事を奪われる」と思う人に知ってほしいこと

<https://diamond.jp/articles/-/339231>

外国人労働者受け入れ「賛成」62%、高齢層で大幅増 朝日世論調査

<https://www.asahi.com/articles/ASS4Q2J5ZS4QUZPS01BM.html>



外国人雇用関連最新ニュース 2024年6月

■外国人雇用のノウハウなど

外国人の退職手続き 日本人との違い・注意点を解説

<https://kjtimes.jp/topics/column/0327/>

技能実習生の労働時間上限と勤怠管理の方法

<https://kjtimes.jp/topics/column/0310/>

技能実習生が途中帰国する際の手続きを解説

<https://kjtimes.jp/topics/column/0311/>

【特定技能】12分野・14業種を詳しく解説

<https://kjtimes.jp/topics/column/0316/>

海外の仕事の考え方と日本人との違いは？

<https://kjtimes.jp/topics/column/0324/>

外国人の労務管理を6つのポイントで解説

<https://kjtimes.jp/topics/column/0328/>



最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

海外人材Q & A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

